

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	奄美市 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害者福祉関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

奄美市長

## 公表日

令和3年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <p>①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会            ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会            ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会            ④医療保険情報の照会            ⑤年金情報の照会</p> <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①障害手帳交付に関する事務            ②療育手帳交付に関する事務            ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務            ④自立支援給付関係事務            ⑤障害者福祉サービス関係事務            ⑥障害児童通所関係事務            ⑦地域生活支援事業関係事務            ⑧特別障害者等手当関係事務</p>
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳情報ファイル、受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の2,57,87,108,110,116,120の項            ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3            ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3            ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠            別表第2:右欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、自立支援給付関係情報」が含まれる項(1)            別表第3:なし            (情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,85,108,109,110の項            ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉政策課長
②所属長の役職名	福祉政策課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	山田 和憲	上野 和夫	事後	人事異動
平成28年7月31日	4.②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,56の2,57,87,108,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第55条	事後	
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 条例制定(番号法第9条第2項)	①番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	事後	
平成28年9月6日	4.②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,56の2,57,87,108,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第55条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 8,9,10,11,12,15,16,19,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第12条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第55条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	4.②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7項 別表第二 8,9,10,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,116の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第12条、第19条、第27条、 第30条、第31条、第44条、第59条の2</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,1 10の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第12条、第14条、 第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第 55条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,11,16,19,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第10条、第12条、第13条 の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31 条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,1 10の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18 条、第27条、第38条、第55条、第55条の2</p>	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-5. 評価実施 機関における担当部署-② 所属長	福祉政策課長 上野 和夫	福祉政策課長 石神 康郎	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年12月15日	4.②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,11,16,19,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第10条、第12条、第13条 の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31 条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,1 10の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18 条、第27条、第38条、第55条、第55条の2</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,1 10の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18 条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の 2、第55条、第55条の2、第55条の3</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,22,23,24,25,53,67,68,85,108,109,1 10の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18 条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の 2、第55条、第55条の2、第55条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43 条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長 石神 康郎	福祉政策課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,66,67,68,69,85,108,109,110の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43 条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,66,67,68,69,85,108,109,110の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条 の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55 条の3	事後	
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,66,67,68,69,85,108,109,110の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条 の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55 条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の 2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第 19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55 条、第55条の3、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,66,67,68,69,85,108,109,110の 項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12 条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条 の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55 条の3	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は几人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,66,67,68,69,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、自立支援給付関係情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、自立支援給付関係情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 8,9,11,12,15,16,19,20,26,53,56の 2,57,87,108,110,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、自立支援給付関係情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,85,108,109,110の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	